

令和3～7年度 人的控除の差額 一覧表

控除項目		納税義務者本人の 合計所得金額	所得税控除額	市・県民税 控除額	人的控除の差	
基礎控除		2,500万円以下	最高48万円	最高43万円	一律5万円	
		2,500万円超	適用なし			
配偶者控除	一般	900万円以下	38万円	33万円	5万円	
		900万円超 950万円以下	26万円	22万円	4万円	
		950万円超 1,000万円以下	13万円	11万円	2万円	
	老人 (70歳以上)	900万円以下	48万円	38万円	10万円	
		900万円超 950万円以下	32万円	26万円	6万円	
		950万円超 1,000万円以下	16万円	13万円	3万円	
配偶者 特別控除	配偶者の 合計所得金額 48万円超 50万円未満	900万円以下	38万円	33万円	5万円	
		900万円超 950万円以下	26万円	22万円	4万円	
		950万円超 1,000万円以下	13万円	11万円	2万円	
	50万円以上 55万円未満	900万円以下	38万円	33万円	3万円(注1)	
		900万円超 950万円以下	26万円	22万円	2万円(注1)	
		950万円超 1,000万円以下	13万円	11万円	1万円(注1)	
	55万円以上 133万円未満	900万円以下	省略(注2)		適用なし	
		900万円超 950万円以下				
		950万円超 1,000万円以下				
扶養控除	一般	—	38万円	33万円	5万円	
	特定	—	63万円	45万円	18万円	
	老人	同居	—	58万円	45万円	13万円
		同居以外	—	48万円	38万円	10万円
障害者控除	普通障害	—	27万円	26万円	1万円	
	特別障害	—	40万円	30万円	10万円	
	同居特別障害	—	75万円	53万円	22万円	
ひとり親控除	(母)	—	35万円	30万円	5万円	
	(父)	—	35万円	30万円	1万円(注1)	
寡婦控除(一般寡婦)		—	27万円	26万円	1万円	
勤労学生控除		—	27万円	26万円	1万円	

(注1) 該当する項目の金額は、調整控除の算出などに用いる金額であり、実際の所得税と市民税・県民税の所得控除額の差額とは一致しません。

(注2) 配偶者特別控除で、配偶者の合計所得金額が55万円以上の場合においても、所得税と市民税・県民税の間で人的控除の差は発生しますが、調整控除の対象とはなりません。